
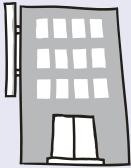




1 保険料の払込方法

約款参照

口座払込みに関する特則条項、団体払込みに関する特則条項、集金払込みに関する特則条項、普通定期約款「第10・11条」、災害「第10条」、傷医「第12条」、総医「第14条」、先進(無解返)「第12条」

保険料の払い込みには、次の方法があります。

<p>① 口座振替による払い込み</p> 	<p>●指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から一定の期日(振替日)に自動的に保険料を払い込む方法</p> <p>(注)保険料領収証は発行しません。 (振替結果は通帳などで確認してください。)</p>
<p>② 団体を通じての払い込み</p> 	<p>●勤務先などの所属する団体を通じて保険料を払い込む方法</p> <p>(注)その団体と当社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。 (注)保険料領収証は個々のご契約者には発行しません。 (注)無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加した場合、団体を通じての保険料の前納払込み  ① はできません。</p>
<p>③ 窓口での払い込み</p> 	<p>●指定の郵便局または当社の支店にて保険料を払い込む方法</p>

①しおり53P参照

前納払込みとは、将来の保険料をまとめて払い込む方法です。「保険料の前納払込み」のページをご覧ください。

! ご注意

- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更したときは、保険料が高くなる場合があります。
- 当社の承諾を得た場合を除き、郵便局または当社の支店から何う集金人に払い込む方法(集金人を通じての払い込み)の取り扱いはありません。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更することがあります。

2 保険料の前納払込み

将来の保険料を当月分と合わせて3カ月分以上まとめて払い込むと、保険料の割引をします。割引額は、金利の変動などに応じて見直し、金融情勢などによっては割引をしない場合があります。

- 次の場合は、「口座振替による払い込み」および「金融機関の払込票」により、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

口座振替による 払い込み	<ul style="list-style-type: none">● 当月分と合わせて1年以下の保険料をまとめて払い込む場合● 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合● 保険料払込期間のすべての保険料をまとめて払い込む場合
「金融機関の 払込票」による 払い込み	<ul style="list-style-type: none">● 当月分と合わせて1年以上の保険料をまとめて払い込む場合● 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合● 保険料払込期間のすべての保険料をまとめて払い込む場合

- 特約保険料は、特約を付加した基本契約の保険料と合わせて、同一月分を払い込んでください。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料のみ払い込み中の場合は、この特約の保険料払込期間(最長10年)満了までの保険料を一括して前納払込みする必要があります。

ご注意

- 前納払込みのご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約内容によっては取り扱いできない場合があります。

約款参照

普通定期約款・災害「第12条」、傷医「第14条」、総医「第16条」、先進(無解返)「第14条」

Web参照

割引額は金融情勢などにより変動することがあります。具体的な「前納払込保険料」は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

3 保険料の払込猶予期間・契約の失効など

約款参照

普通定期約款「第7～9条」

保険料の払い込みが遅れると、契約は解除または失効となります。

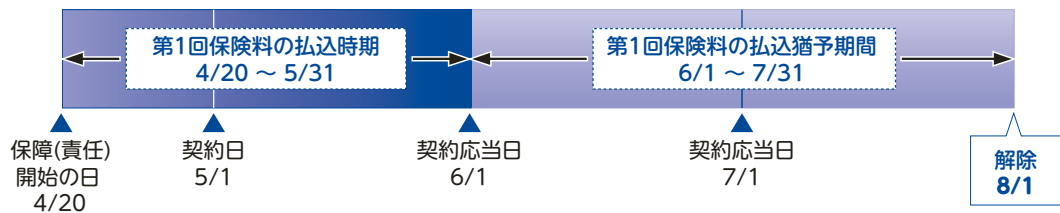
- 保険料は「**払込時期**」内に払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、「**払込猶予期間**」が設けられています。
- 第1回保険料の「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約を解除します。
- 第2回以降の保険料の「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約は効力を失います（「失効」といいます。）。
※ 特約保険料のみ払い込み中の場合は、特約のみ失効します。
- 契約が解除または失効になった場合、保障はなくなり、保険金の受け取りや保険料の払込免除はできなくなります。



● 保険料の払込時期および払込猶予期間の例

保障(責任)開始の日:4月20日 月ごとの契約応当日:各月1日

【第1回保険料の例】



第1回保険料は4/20から5/31の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日7/31までに、第1回保険料の払い込みがないときは8/1に契約を解除します。

【第2回以降の保険料の例】



9月分保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、9月分保険料の払い込みがないときは12/1に契約は効力を失います。失効後1年以内であれば契約の復活①を申し込むことができます。

①しおり56P参照

「契約の復活」

ご注意

- 第1回保険料の払い込みがない場合、保険料の払込免除や特約保険金の支払いはできません。
- 第1回保険料の払い込みがないまま契約が解除となった場合、解除となった日の翌日からその日を含めて1年以内は、あらためて契約を申し込んだとしても加入できません。

上記のほか、次の場合などに特約は失効します。

- 基本契約が失効したとき
- 特約保険金の支払額が限度に達したとき
- 基本契約の変更に伴い特約基準保険金額が変更となる場合において、変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないとき
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加している場合において、同時に付加されている無配当総合医療特約が失効したとき

4 契約の復活

約款参照

普通定期約款「第13章」、災害・傷医・総医・先進(無解返)「第15章」

第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより契約が失効した場合、「失効後1年以内」であれば復活(基本契約・特約を有効な状態に戻すこと)の申し込みができます。

▶ 契約の復活

(1) 契約の復活とは

- 第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより基本契約・特約が失効した場合、「失効後1年以内」かつ所定の条件を満たすことにより、基本契約・特約を復活することができます。
- 特約を復活する場合、基本契約と同時に特約が失効したときは基本契約と併せて復活の申し込みを行う必要があります。また、特約のみ失効した場合において複数の特約を復活するときは、復活する特約すべてについて同時に復活の申し込みを行う必要があります。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が、無配当総合医療特約と同時に失効した場合に、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を復活するときは、無配当総合医療特約と併せて復活の申し込みを行う必要があります。



(2) 必要な手続き

- 復活を申し込むときは、健康状態などについてあらかじめ「告知」が必要です。なお、特約のみを復活する場合、特約種類によっては告知が不要な場合があります。
- 払い込みがなかった期間の保険料をまとめて払い込んでください。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の復活申し込みをする際に、この特約にかかる特約保険料のみ払い込む必要がある場合は、払い込みがなかった期間の特約保険料と合わせて、復活後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料を一括して払い込む必要があります。

(3) 復活の保障(責任)開始の時期

- 復活を当社が承諾したときには「払い込みがなかった期間の保険料の払い込み」および「告知」がともに完了した時から、**契約上の保障(責任)**が開始となります。

ご注意

- 失効による返戻金を請求したときや復活により保険金額が**加入限度額**
 ①を超えるときは、契約の復活はできません。
- 健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 契約の復活の申し込みのときには、**クーリング・オフ制度**  ②は適用されません。

 **①しおり16P参照**

「保険金の加入限度額など」

 **②しおり20P参照**

「クーリング・オフ制度」

5 保険料の払い込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

① 保険金額の減額変更 ①

基本契約の保険金額または特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、減額した部分の基本契約または特約の保障はなくなります。

※ 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)については減額変更の取り扱いはありません。

② 特約の解約 ②

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約した特約の保障はなくなります。

なお、無解約返戻金型の特約を付加している場合、解約したときの返戻金はありません。



ご注意

- 特約を解約した場合、以後、同一の特約または類似の特約は付加できなくなります。
(例えば、無配当災害特約を解約したあと、再度無配当災害特約を付加することはできません。また、無配当傷害医療特約を解約したあと、無配当総合医療特約を付加することはできません。)
- 普通定期保険には、保険料払済契約への変更の取り扱いはありません。

①しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(22ページ)、普通定期約款「第27条」、災害「第23・24条」・「別表4」、傷医「第23・24条」・「別表3」、総医「第28・29条」・「別表3」

②しおり・約款参照

「契約の解約と返戻金」(63ページ)、災害・傷医「第28条」、総医「第33条」、先進(無解返)「第29条」